物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一　次に掲げる基準に適合する建築物　準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、避難時倒壊防止構造）とすること。

イ～ハ　（略）

ニ　周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分並びに令和七年国土交通省告示第九百九十六号第二第一号及び第二号に掲げる部分を除く。第三号ロにおいて同じ。）に次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める幅員以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号ロにおいて同じ。）が設けられていること。

(1)　令和七年国土交通省告示第九百九十七号第一第二号イに規定する通路である場合　一・五メートル

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　三メートル

ホ・ヘ　（略）

二　（略）

三　地階を除く階数が三で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（三階の一部を法別表第一(い)欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するもの及び法第二十七条第一項第二号（同表(三)項から(四)項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にあるものであって、次のイからハまでに掲げる基準（防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあっては、イ及びロに掲げる基準）に適合するもの　一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

イ　（略）

ロ　建築物の周囲に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

(1)～(3)　（略）

（新設）

（新設）

物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一　次に掲げる基準に適合する建築物　準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、避難時倒壊防止構造）とすること。

イ～ハ　（略）

ニ　周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。第三号ロにおいて同じ。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号ロにおいて同じ。）が設けられていること。

ホ・ヘ　（略）

二　（略）

三　地階を除く階数が三で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（三階の一部を法別表第一(い)欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するもの及び法第二十七条第一項第二号（同表(三)項から(四)項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にあるものであって、次のイからハまでに掲げる基準（防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあっては、イ及びロに掲げる基準）に適合するもの　一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

イ　（略）

ロ　建築物の周囲に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

(1)～(3)　（略）

(4)　令和七年国土交通省告示第九百九十六号第一第一号に規定する火災抑制等建築物であり、その周囲に一・五メートル以上の幅員の通路が設けられていること。

ハ　（略）

四　（略）

（新設）

ハ　（略）

四　（略）

（特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件の一部改正）

第六条　特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十三条第三項第二号に規定する特別避難階段の付室の構造方法は、次の各号に定めるものとする。	建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十三条第三項第二号に規定する特別避難階段の付室の構造方法は、次の各号に定めるものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、令第百二十六条の三第二項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備（平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合するもの又は令第百二十六条の三第二項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けたものであること。	四　通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、令第百二十六条の三第二項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備（平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号又は第二号に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。
五　（略）	五　（略）

（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第七条　建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建	第一　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建